

かわたんデータ利用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、川場村のPRを目的とした「かわたん」の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「かわたん」とは、別紙に掲げるイラスト及びそれを展開したものとする。

2 この要綱において「学校等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校をいう。

(利用申請)

第3条 「かわたん」を利用しようとする者は、「かわたん」利用申請書(別記様式第1号)を村長に提出し、あらかじめ許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 川場村の機関及び村の機関に事務局を置く団体が利用する場合
 - (2) 川場村内の学校等が教育の目的で利用する場合
 - (3) 報道機関が、報道の目的で利用する場合
 - (4) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、川場村のPRに資すると認められる場合
 - (5) 県の機関として「かわたん」が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- 2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。ただし、村内の業者については(1)及び(2)については省略して差し支えないものとする。

- (1) 法人、団体等の場合は、申請者の概要がわかるもの
- (2) 法人、団体等の場合は、役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日、住所)
- (3) 利用する物件の見本(見本、レイアウト、原稿等)
- (4) その他村長が必要と認める書類

(資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をしようとする者は、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

(利用許諾の制限)

第5条 村長は、第3条の利用申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を許諾する。ただし、「かわたん」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 川場村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 「かわたん」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人、法人、団体を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに關する利用と認められる場合
- (6) 「かわたん」を利用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (9) その他承認することが不適當であると村長が認めた場合

2 村長は、第7号の判断に疑義がある場合は、警察本部長に意見聴取するものとする。

(利用許諾)

第6条 村長は、第3条の利用申請があった場合には、利用申請書を受付けてから、2週間以内に利用許諾か否かを通知しなければならない。ただし、前条第2項の規定により、警察本部長に意見聴取する場合にはこの限りではない。

2 村長は、利用許諾をする場合は、「かわたん」利用申請書(別記様式第1号)により申請者へ通知するものとする。その際に、村長は「かわたん」の利用方法その他について、必要に応じて条件を付することができる。

3 村長は、利用を許諾しない場合は、「かわたん」利用不許諾通知書(別記様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。

(利用上の遵守事項)

第8条 「かわたん」を利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「かわたん」を利用する者は、その利用に際し、川場村のイメージアップに繋がる利用を行うこと。

(2) 利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。

(3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

(4) 原則として、「かわたん」に近接して『川場村のマスコット「かわたん」』を表記すること。

(5) 利用許諾を受けた物件には、原則として許諾番号(〇〇-〇〇)を明示すること。

(6) 「かわたん」を展開または応用利用したデザインであってもその著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、川場村に帰属することを承知すること。

(7) 村長が行う売上調査その他の照会に応じること。

(8) 「かわたん」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、利用者の責務において必要な措置を講じること。

(利用対象)

第9条 第3条の利用申請による利用対象については、商品一点のみとし、同デザインを用い、他の商品を作成する際にも利用申請を行うものとする。

(許諾内容の変更等)

第10条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「かわたん」利用変更申請書(別記様式第3号)を村長に提出し、村長の許諾を受けなければならない。

2 村長は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 村長は、変更許諾をする場合は、「かわたん」利用変更申請書(別記様式第3号)により申請者へ通知するものとする。その際に、村長は「かわたん」の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

4 村長は、利用変更を許諾しない場合は、「かわたん」利用変更不許諾通知書(別記様式第4号)により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取り消し等)

第11条 村長は、「かわたん」の利用許諾物件が、この要綱又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その利用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下、「請求等」という。)を行うことができる。その場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 「かわたん」の利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、村長は、その許諾を取り消すことができる。

3 前項の許諾の取り消しは、「かわたん」許諾取消通知書(別記様式第5号)により通知する。

4 本条第1項の規定により利用許諾が取り消されたときは、村長は、その損失の補償の責めを負わない。

(情報の公開)

第12条 村長は、「かわたん」の適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取消し状況について、情報を公開することができる。

(商品等の提出)

第13条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後速やかに完成品及び写真を村長に提出しなければならない。

(データの権利)

第14条 かわたんのデザインデータの支給を受け、これにポーズ等の改変を行い利用した場合は、データを村長に提出しなければならない。なお、データの所有権、著作権及びその他の権利は川場村に帰属する。

(責任の制限)

第15条 利用者が、「かわたん」の利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、村長は責任の一切を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「かわたん」の利用に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月15日から施行する。

別紙



帽子等青部分	C 88%、M53%、Y/K 0
帽子水色	C29%、M 5%
くつ・帽子の中	C2%、M6% Y99%
顔	C/M/Y/K 0%
目、線	BL100%
ぶどう	C34%、M67% Y3%
りんご	C3%、M100% Y100%

使用にあたっての注意

- ①拡大・縮小は可能です。
 - ②指定色を遵守してください。
 - ③縦横の比率を変えないでください。
 - ④川場村のマスコット「かわたん」の表記をしてください。
 - ⑤デザインは担当者から支給いたします。アレンジしたい場合には、担当課までご相談ください。
- ※なお、ポーズのアレンジ後のデータは商品とともに提出していただき、村に著作権・使用権が帰属します。